

## 令和4年度「いじめ調査（年間）」のまとめ

## 1 過去5年間の認知率の推移について・・・実人数による割合

認知率	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	小学合計	中学1年	中学2年	中学3年	中学合計
平成30年度	46.7%	51.6%	41.2%	34.9%	23.4%	16.1%	34.7%	8.6%	7.8%	1.5%	5.8%
令和元年度	46.2%	33.0%	45.8%	33.8%	23.6%	13.1%	31.7%	10.8%	5.0%	4.8%	6.7%
令和2年度	47.0%	28.0%	21.8%	31.9%	15.6%	10.8%	25.2%	6.2%	5.4%	1.7%	4.4%
令和3年度	33.8%	40.1%	36.0%	18.1%	25.7%	12.6%	27.6%	6.1%	5.5%	1.8%	4.5%
令和4年度	35.1%	31.9%	36.3%	34.3%	14.5%	14.4%	27.8%	8.6%	5.2%	1.8%	5.1%

ア 京丹後市内すべての小中学校において、いじめを認知している。

イ 児童生徒 1000 人あたりの認知件数は、京都府が小学校 143 件、中学校 27 件（令和3年度）に対し、京丹後市は小学校 278 件、中学校 51 件（令和4年度）で、京都府と比較すると高い割合であった。

ウ 年間（合計）の認知率を令和3年度と比較すると、小中学校ともに少し増加した。

エ 年齢を重ねるごとに認知率が減少していく傾向は顕著にみられる。

## 2 態様について

<いじめの態様>

①	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
②	仲間はずれ、集団による無視をされる。
③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
⑤	金品をたかられる。
⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
⑨	その他

小学校		中学校	
京丹後市(年間)	京都府(R4・2 回目)	京丹後市(年間)	京都府(R4・2 回目)
①冷やかしゃからかい等(42.7%)	①冷やかしゃからかい等(40%)	①冷やかしゃからかい等(50.6%)	①冷やかしゃからかい等(49.1%)
③軽くぶつかられたり蹴られたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする(18.7%)	③軽くぶつかられたり蹴られたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする(18.1%)	③軽くぶつかられたり蹴られたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする(17.3%)	③軽くぶつかられたり蹴られたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする(14.8%)
②仲間はずれ・集団による無視(12.0%)	②仲間はずれ・集団による無視(12.1%)	⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(12.3%)	②仲間はずれ・集団による無視(9.9%)
④ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする(11.4%)	④ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする(9.4%)	④ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする(9.9%)	⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(7.1%)
⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(0.3%)	⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(1.9%)	⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(12.3%)	⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(5.0%)

ア 京丹後市の態様は、ほぼ京都府と同じ傾向にあるが、中学校の SNS 関係が 1 2. 3 %と京丹後市は高い。しかし、全体の数が少ないため件数は 1 0 件である。

イ 「SNS」を介した態様は、オンラインゲーム内でのトラブル、中学校では LINE やインスタグラムなど SNS 内でのトラブルがあげられている。  
ウ 「その他」については、「注意しても聞いてくれない」「マスクを外して話している人がいる」「給食を静かに食べたいのに騒がしい」などがあげられた。

### 3 「重大事態」について

年間を通して、「重大事態」の認知及び発生はない。

### 4 今後の課題について

- (1) いじめは、「すべての児童生徒に起こりうる、全ての児童生徒が加害者にも被害者にもなりうる」ということを踏まえ、発達支持的生徒指導を基本とした安全・安心で魅力ある学校・学級づくりを推進する。
- (2) いじめ調査に書けない児童生徒がいることを踏まえ、教育相談週間の実施など、調査以外の方法や教職員の日常的な見守り、児童生徒が相談しやすい信頼関係の構築に努める。
- (3) 「学校いじめ防止組織」等の会議の確実に実施し、教職員の情報共有や学校経営の見直し、授業改善等、未然防止・早期解決の取組みを推進する。
- (4) SNS (LINE) 相談の周知など、引き続き、相談しやすい環境づくりに努める必要がある。

令和4年度「不登校の状況」のまとめ

\* 「不登校」・・・「不登校」を理由として30日以上欠席

1 小学校の状況について

ア 不登校 16名

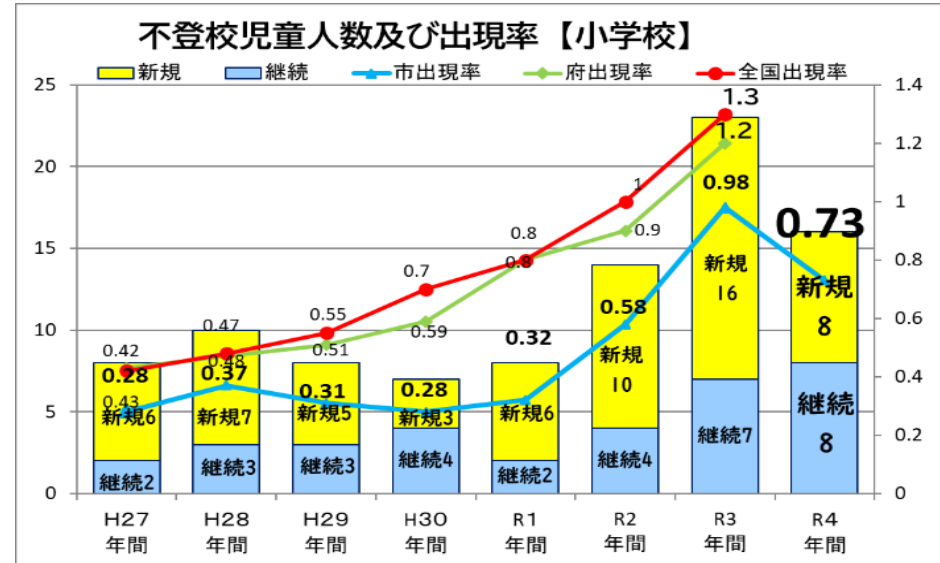
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
人数	0人	0人	3人	3人	4人	6人

イ 新規不登校 8名の内訳

経過観察：1名  
新規報告：7名

ウ 別室登校：全報告中 11名

別室登校 100日以上：0名



2 中学校の状況について

ア 不登校 63名

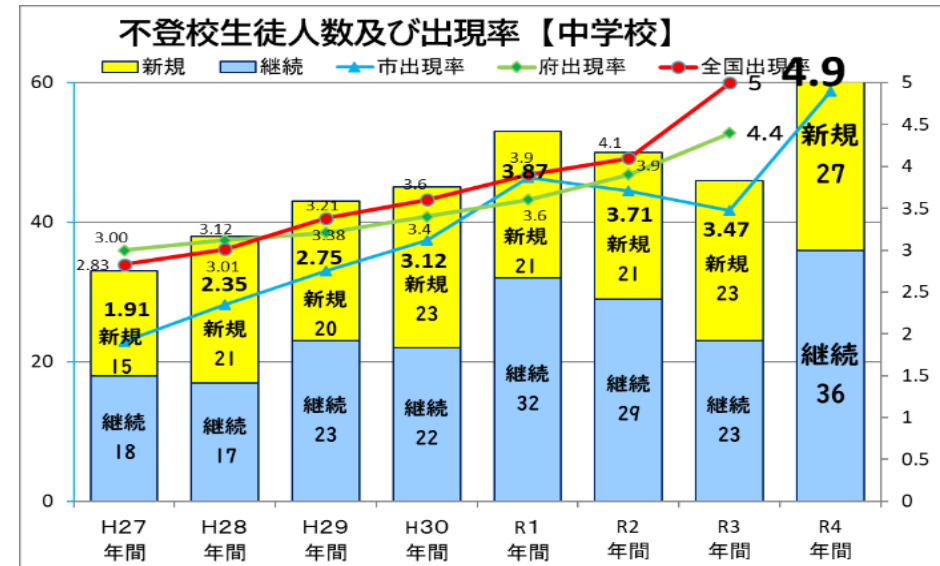
	1年	2年	3年
人数	14人	26人	23人

イ 新規不登校 27名の内訳

経過観察生徒：6名  
新規報告生徒：21名

ウ 別室登校：全報告中 45名（全6中学校）

別室登校 100日以上：3名



### 3 教育支援センター「まわら」について

(1) 入所登録 小学生 2 人、中学生 11 人、合計 13 人(令和 5 年 3 月末現在)

(2) 学年別登録人数(令和 5 年 3 月末現在)

学年	小 3	小 6	中 1	中 2	中 3
人数	1 人	1 人	3 人	5 人	3 人

(3) 不登校ではないが、心の安定を図る未然防止としての通所、保護者のみの相談等活用が多様化している。

(4) アウトリーチ型支援の増加

訪問支援 3 人 (計 26 回)・中学校教育相談部会への定期的な参加

### 4 今後の課題について

(1) 不登校に至る要因や背景は年々多様化しているとともに、前学年までの累積欠席日数によらず新規不登校に至る可能性がある。児童生徒の変化に気付く力、早期に対応し、専門家や関係機関と連携を図ることができる支援体制の構築が必要。

(2) 学校は、児童生徒の社会的自立にかかわる教育活動を位置づけ、発達支持的生徒指導を基本とし、魅力ある学校・学級づくり、居場所づくり、人権教育の充実等未然防止の取組を推進する。

(3) 不登校改善例等、不登校対応に関する情報を発信・共有する。

(4) 教育支援センターから学校別室登校等への訪問型支援を行うなど、児童生徒の状況に応じた的確な支援を行う必要がある。